

証券コード：5261



第133回
定時株主総会

招 集 ご 通 知

| 開催日時

2026年6月26日（金曜日）
午前10時（午前9時30分 受付開始）

| 開催場所

東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
新宿住友ビル47階
新宿住友スカイルーム ROOM5
（ご来場の際は、末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

- 第1号議案** 取締役7名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件
第3号議案 補欠監査役2名選任の件

株主総会ご出席へのお土産をご用意しておりませんのであらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。

リソルホールディングス株式会社

証券コード 5261
(発信日) 2026年6月5日
(電子提供措置の開始日) 2026年6月4日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿六丁目24番1号

リソルホールディングス株式会社

代表取締役社長 大澤 勝

第133回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第133回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。




株主の皆さまにおかれましては、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後記の「議決権行使についてのご案内」をご参照いただき、当日ご出席されない方はインターネット等又は書面（郵送）にて2026年6月25日（木曜日）午後6時まで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2026年6月26日（金曜日）午前10時（午前9時30分 受付開始） |
| 2. 場 所 | 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
新宿住友ビル47階 新宿住友スカイルーム ROOM5 |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第133期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第133期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠監査役2名選任の件 |

本株主総会の招集に際しましては株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の各ウェブサイト「第133回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

<p>当社ウェブサイト IR情報</p>	<p>https://www.resol.jp/ir/meeting/</p>	
<p>東京証券取引所 ウェブサイト (東証上場会社 情報サービス)</p>	<p>https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show 上記にアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「リソルホールディングス」 又は「コード」に当社証券コード「5261」を入力・検索し、「基本情報」 「縦覧書類/PR情報」「株主総会招集通知/株主総会資料」を選択</p>	
<p>株主総会資料 掲載ウェブサイト</p>	<p>https://d.sokai.jp/5261/teiiji/</p>	

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の上記ウェブサイトにて修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項につきましてはお送りする書面には記載しておりません。

- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
- ・連結計算書類の「連結注記表」
- ・計算書類の「株主資本等変動計算書」
- ・計算書類の「個別注記表」

従いまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

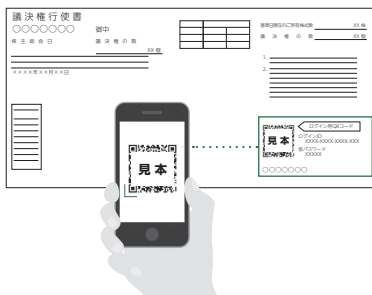
以上

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

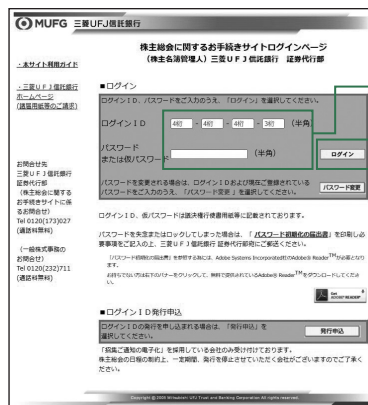
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・
仮パスワード」
を入力

「ログイン」
をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆さまは、株式会社CJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役7名選任の件

取締役6名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	
1	平 田 秀 明 <small>ひら た ひで あき</small>	取締役会長 会長執行役員	再任
2	大 澤 勝 <small>おお さわ まさる</small>	代表取締役社長 社長執行役員	再任
3	佐 野 直 人 <small>さ の なお と</small>	取締役 執行役員	再任
4	曾 谷 友 紀 <small>そ や とも のり</small>	グループ執行役員	新任
5	岩 場 潔 <small>いわ ば きよし</small>	監査役	新任
6	東 尾 公 彦 <small>ひがし お きみ ひこ</small>	取締役	再任 社外
7	徳 田 誠 <small>とく た まこと</small>	取締役	再任 社外

再任 再任取締役候補者

新任 新任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当社株式数
1	ひら た ひで あき 平 田 秀 明 (1946年7月12日)	1973年10月 ミサワホーム株式会社入社 1989年6月 同社取締役関連企業部長 1992年7月 同社常務取締役関連企業部長 1994年6月 当社代表取締役社長 2012年6月 当社取締役会長 2014年6月 当社代表取締役会長執行役員 2017年6月 当社代表取締役会長執行役員兼社長執行役員 2017年12月 当社代表取締役会長兼会長執行役員 2022年6月 当社取締役会長兼会長執行役員 (現任)	14,186株
2	おお さわ まさる 大 澤 勝 (1966年8月15日)	1990年4月 株式会社東海銀行 (現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行 2006年2月 当社入社 2015年6月 当社取締役執行役員F・D部長 2018年4月 当社取締役執行役員管理部部長兼お客様相談室 長兼経営管理部担当 2020年7月 当社取締役執行役員管理部部長兼経理部長兼お 客様相談室長 2021年10月 当社取締役執行役員総務・経理担当兼お客様 相談室長 2022年6月 当社代表取締役社長兼社長執行役員 2023年4月 当社代表取締役社長兼社長執行役員経営企画 担当 2026年4月 当社代表取締役社長兼社長執行役員 (現任)	4,160株
3	さ の なお と 佐 野 直 人 (1978年12月26日)	2002年4月 当社入社 2020年4月 リソル生命の森株式会社 (現 リソルの森株 式会社) 代表取締役総支配人 2021年4月 同社代表取締役社長 2022年4月 当社グループ上席執行役員兼リソル株式会社 代表取締役社長 2025年6月 当社取締役執行役員ホテル・ゴルフ事業担当 兼リソル株式会社代表取締役社長 (現任) 〔重要な兼職の状況〕 リソル株式会社代表取締役社長	886株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当社株式数
4	※ そ や とも のり 曾 谷 友 紀 (1982年8月18日)	2005年4月 当社入社 2017年12月 リソルホテル株式会社(現 リソル株式 会社)取締役兼スパ&ゴルフリゾート久慈総支 配人 2019年6月 リソル生命の森株式会社(現 リソルの森株 式会社)取締役真名カントリークラブ支配人 2021年4月 同社常務取締役真名カントリークラブ支配人 2022年4月 当社グループ執行役員兼リソルの森株式会 社代表取締役社長 2026年4月 当社グループ執行役員兼リソル株式会社代表 取締役副社長兼ゴルフ事業部長(現任) 〔重要な兼職の状況〕 リソル株式会社代表取締役副社長 株式会社ジェージク慈代表取締役社長 大熱海国際ゴルフ株式会社代表取締役社長 瀬戸内ゴルフリゾート株式会社代表取締役社長	186株
5	※ いわ ぼ きよし 岩 場 潔 (1972年7月3日)	1996年4月 株式会社ゆうせん(現 株式会社U-NEXT HOLDINGS)入社 2009年9月 株式会社エスクリ入社 2011年10月 当社入社 2018年4月 リソル株式会社経理部長 2020年12月 当社内部監査室長 2023年6月 当社常勤監査役(現任)	218株
6	ひがし お きみ ひこ 東 尾 公 彦 (1959年9月24日)	1997年9月 コナミ株式会社(現 コナミグループ株式会 社)入社 2005年6月 同社取締役 2010年6月 当社社外取締役(現任) 2018年1月 コナミホールディングス株式会社(現 コナ ミグループ株式会社)取締役兼執行役員副社長 2019年6月 同社代表取締役副社長 2020年4月 同社代表取締役社長(現任) 〔重要な兼職の状況〕 コナミグループ株式会社代表取締役社長 関東ITソフトウェア健康保険組合理事長	—

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当社株式数
7	とく だ まこと 徳 田 誠 (1964年4月13日)	1987年4月 三井不動産株式会社入社 2022年4月 同社常務執行役員ソリューションパートナー 本部長 2023年4月 同社常務執行役員 2023年6月 同社取締役常務執行役員 2024年4月 同社取締役専務執行役員 2025年6月 当社社外取締役(現任) 2026年4月 三井不動産株式会社取締役副社長執行役員(現任) 〔重要な兼職の状況〕 三井不動産株式会社取締役副社長執行役員 株式会社帝国ホテル社外取締役 大浅間ゴルフ株式会社社外取締役	—

(注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。

2. 東尾公彦氏及び徳田 誠氏は、社外取締役候補者であります。

3. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

4. 取締役候補者とした理由及び社外取締役候補者に期待される役割の概要は以下のとおりであります。

(1) 平田秀明氏は当社の代表取締役として長年に亘り経営に携わり、当社グループの事業分野における豊富な経験と幅広い知見を有しています。これらの経験と知見を当社グループの経営や業務執行の監督などに活かせるものと判断したからであります。

(2) 大澤 勝氏は当社の投資再生事業部門における多数の実績をもち、また財務・経理・総務部門の責任者を歴任しており、これらに関する豊富な経験と幅広い知見を有しています。また、当社グループ複数社の代表取締役も歴任しており、当社グループの事業分野における経営経験を有しております。これらの経験と知見を当社グループの経営戦略や経営全般の統括に活かせるものと判断したからであります。

(3) 佐野直人氏は当社グループ会社のホテル・ゴルフ運営を担う事業会社の代表取締役として、豊富な経験と幅広い知見を有しています。これらの経験と知見を当社グループの事業管理体制の強化に活かせるものと判断したからであります。

(4) 曾谷友紀氏は当社グループにおいてゴルフ・リゾート事業の運営及び経営に従事し、グループ会社の代表取締役を務めるなど豊富な実績を有しております。現在はリソル株式会社代表取締役副社長として経営の中核を担っており、その経験と知見を当社の経営に活かせるものと判断したからであります。

(5) 岩場 潔氏は当社グループにおける財務・会計及び内部統制に関する豊富な知識と経験を有するとともに、常勤監査役としての当社の経営全般及び事業運営に対する知識・経験を当社グループの財務戦略及びガバナンス体制の強化に活かせるものと判断したからであります。

- (6) 東尾公彦氏はコナミグループ株式会社の代表取締役社長を兼務しており、会社経営に関する高い識見を有しております。また取締役会における積極的な発言等により当社の社外取締役としての職務を適切に遂行し、当社の経営に関する監督の強化に資するところが大きいと判断いたしました。なお、当社の社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって16年になります。
- (7) 徳田 誠氏は三井不動産株式会社の取締役として培われた会社経営に関する高い識見を有し、当社の社外取締役としてこれまで適切に職務を遂行し、経営の監督機能の強化に貢献してまいりました。これらの実績及び見識から、当社の経営に関する監督の強化に資するところが大きいと判断いたしました。なお、当社の社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって1年になります。
5. 東尾公彦氏が代表取締役社長を兼務しているコナミグループ株式会社及び徳田 誠氏が取締役を兼務している三井不動産株式会社は、当社の特定関係事業者であります。
6. 当社は、東尾公彦氏、徳田 誠氏との間で、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項に定める金額を限度とする契約を締結しており、東尾公彦氏、徳田 誠氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
8. 所有する当社の株式数については、当社持株会の持分（1株未満の端数切捨て）を含めております。

<ご参考> 取締役候補者のスキルマトリックス

候補者 番号	氏 名	経営戦略 企業経営	財務・会計 ファイナンス	コンプライアンス リスクマネジメント	投資再生事業 に関する知見	ホテル事業 に関する知見	ゴルフ事業 に関する知見	ウェルビーイング事業 に関する知見
1	平田 秀明	●	●	●	●	●	●	●
2	大澤 勝	●	●	●	●	●	●	●
3	佐野 直人			●	●	●	●	
4	曾谷 友紀			●	●	●	●	
5	岩場 潔		●	●				
6	東尾 公彦	●	●	●		●	●	●
7	徳田 誠	●	●	●	●			

※上記一覧表は、各候補者が有するすべての専門性と経験を表すものではありません。

第2号議案 監査役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役 伊藤博文氏が任期満了となり、監査役 岩場潔氏が辞任されますので、新たに監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	
1	こ しま やす し 小 嶋 康 司	取締役 執行役員	新任
2	い とう ひろ ふみ 伊 藤 博 文	監査役	再任 社外

再任 再任監査役候補者 新任 新任監査役候補者 社外 社外監査役候補者

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当社株式数
1	※ こ じま やす し 嶋 康 司 (1964年11月18日)	1987年4月 ミサワホーム株式会社入社 2002年11月 当社入社 2013年12月 当社管理部長 2014年12月 当社総務人事部長 2015年6月 当社総務人事部長兼コンプライアンス室長 2015年10月 リソル株式会社取締役管理部長 2019年3月 当社内部監査室長 2019年6月 当社常勤監査役 2023年6月 当社取締役執行役員総務担当 2026年4月 当社取締役執行役員 (現任)	1,370株
2	い とう ひろ ふみ 伊 藤 博 文 (1966年11月12日)	1990年4月 三井不動産株式会社 入社 2014年4月 同社ビルディング本部運営企画部事業グループ長 2017年4月 三井不動産ファシリティーズ株式会社出向 事業推進部長 2019年4月 同社取締役執行役員事業推進部長 2023年4月 三井不動産株式会社関連事業部長 (現任) 2023年6月 当社社外監査役 (現任) 〔重要な兼職の状況〕 三井不動産株式会社関連事業部長 三井不動産ゴルフプロパティーズ株式会社代表取締役社長 三井不動産ローン保証株式会社代表取締役社長	—

(注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。

2. 伊藤博文氏は、社外監査役候補者であります。

3. 各監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

4. 監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。

(1) 小嶋康司氏は、当社及び当社グループの管理部門に携わり、総務・内部統制・コンプライアンス・リスク管理等に関する豊富な経験と知見を備えております。これらの経験と知見を当社の監査体制の強化に活かすことが期待されることから、監査役候補者としたしました。

(2) 伊藤博文氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は、三井不動産株式会社及びその関係会社における代表取締役等の豊富な経営経験と、財務・会計に関する高い見識を有しております。加えて、当社の社外監査役としてこれまで適切に職務を遂行し、当社の監査体制の強化に貢献してまいりました。これらの実績及び見識を引き続き当社の監査に活かすことが期待されることから、社外監査役候補者として再任をお願いするものであります。なお、三井不動産株式会社は当社の特定関係事業者であります。また、当社の社外監査役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって3年になります。

5. 当社は、小嶋康司氏が監査役に就任した場合には、同氏との間において会社法第423条第1項に定める責任について同法第425条第1項に定める金額を限度とする契約を締結する予定であり、また、伊藤博文氏との間では同様の契約を既に締結しており、同氏が再任された場合には当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
7. 所有する当社の株式数については、当社持株会の持分（1株未満の端数切捨て）を含めております。

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。なお、補欠監査役が就任する順位につきましては、2025年6月27日開催の第132回定時株主総会において補欠監査役に選任された河野比佐志氏を第1順位、候補者である溝口賢治氏を第2順位、黒田浩介氏を第3順位といたします。ただし、河野比佐志氏は社外監査役の要件を満たしておりませんので、社外監査役が欠けた場合の候補者の順位は、第1順位を溝口賢治氏、第2順位を黒田浩介氏といたします。

なお、本選任につきましては、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	みぞ ぐち けん じ 溝 口 賢 治 (1976年8月27日)	2001年4月 三井不動産株式会社 入社 2026年4月 同社関連事業部業務グループグループ長(現任) [重要な兼職の状況] 三井不動産株式会社関連事業部業務グループグループ長 三井不動産ローン保証株式会社取締役 三井不動産ゴルフプロパティーズ株式会社取締役 成田スポーツ開発株式会社取締役 株式会社三井の森取締役	—
2	くろ だ こう すけ 黒 田 浩 介 (1979年5月11日)	2002年4月 コナミ株式会社(現コナミグループ株式会社) 入社 2019年4月 コナミスポーツ株式会社執行役員人事部部長 2024年2月 コナミグループ株式会社総務本部総務部部长 (現任) [重要な兼職の状況] コナミグループ株式会社総務本部総務部部长	—

(注) 1. 溝口賢治氏及び黒田浩介氏は補欠の社外監査役候補者であります。

2. 各補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

3. 補欠監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。

(1)溝口賢治氏を補欠の監査役候補者とした理由は、三井不動産株式会社の関係会社等数社の取締役、監査役に就任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見と、その豊富な経験により幅広く高度な識見を有していることから、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断し

たからであります。なお、三井不動産株式会社は当社の特定関係事業者であります。

(2)黒田浩介氏を補欠の監査役候補者とした理由は、コナミグループ株式会社及びそのグループ会社において人事部門を中心に豊富な実務経験を有し、要職を歴任しております。また、直接経営に関与した経験はありませんが、総務部門での業務経験も有しており、これらの経験に基づく知見は当社の監査体制の強化に資するものと判断しております。なお、コナミグループ株式会社は当社の特定関係事業者であります。

4. 当社は、溝口賢治氏、黒田浩介氏が監査役に就任した場合、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項に定める金額を限度とする契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

事業報告

(2025年 4月 1日から
2026年 3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

<事業の経過及び成果>

当連結会計年度は、訪日外国人旅行者数が歴史的な高水準のペースで推移し、消費動向が買い物などの「モノ消費」から利便性・安全性・高付加価値を備えた「コト消費（宿泊・飲食・体験）」を求める方向へ本格転換したことで、インバウンド消費は引き続き伸長しました。さらに、安定的な国内旅行やゴルフの消費、企業における人的資本拡大による研修需要などに支えられ、事業環境は堅調な状況が継続しています。なお、懸念されていた中東情勢の影響や、中国からの訪日需要の変動につきましては、先行き不透明な状況が続いているものの、当連結会計年度における影響は限定的なものにとどまりました。

このような経営環境のもと、当社グループでは、インバウンド需要への対応を一層強化するために、マーケティング施策やニーズに応じた商品・プランの造成などに努めました。同時に、ブランドイメージのさらなる向上を目指して接客体制の強化や施設の上質化に取り組みました。さらに、グループの価値基準である「あなたのオフを、もっとスマイルに。」のもと、高品質なサービス提供を図り、お客様の満足度向上に努めるとともに、長期方針である3つの「やさしい」（人にやさしい・社会にやさしい・地球にやさしい）を実践しました。

以上の結果、売上高は30,404百万円（前期比7.1%増）、営業利益は3,303百万円（前期比23.2%増）、経常利益は3,121百万円（前期比21.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,708百万円（前期比38.9%増）となりました。



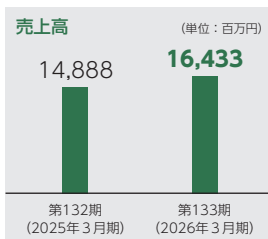
事業のセグメント別の主な状況は、以下のとおりでございます。

ホテル運営事業部門

売上高

16,433百万円

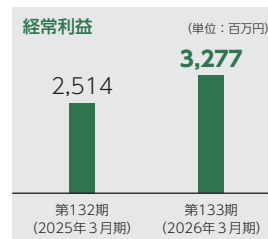
(前期比10.4%増)



経常利益

3,277百万円

(前期比30.3%増)



ホテル運営事業では、旺盛なインバウンド需要を捉え、各ホテルにおいてアジア・欧州など地域特性に応じたプロモーション施策を積極的に展開した結果、客室単価・稼働率ともに順調に向上し、業績は好調に推移しました。さらに、大阪エリアにおいては大阪・関西万博の波及効果も寄与しました。主力ブランドである「リソルホテルズ」では、「物語のあるホテル」をコンセプトに、“ツーリストホテル”としての強みをいかしたブランド構築を進め、サービスと品質の向上に取り組みました。特に「観る・食べる・体験する・買い物する」を提案することでホテルでの滞在をより充実したものにするコンシェルジュサービスを拡充しました。ホテル館内での日本文化体験イベントや、専任スタッフ「サービスコーディネーター」による周辺情報の案内などを実施し、お客様のニーズを満たすサービス提供を図りました。同時に、新規運営ホテル「後楽ガーデンホテル」の開業準備や、さらなる新規物件開拓を進めました。

滞在型貸別荘事業“リソルステイ”において、「暮らすように泊まる。」をコンセプトに、マンスリー施設では軽井沢を中心に10施設、デイリー・ウィークリー施設では需要の高い箱根エリアで3施設を開業するなど、中長期滞在ニーズに対応した商品ラインアップの拡充を進めた結果、予約件数、宿泊日数、会員数はいずれも前年を上回り、売上は好調に伸長しました。

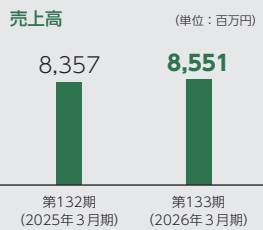
以上の結果、ホテル運営事業部門における売上高は16,433百万円（前期比10.4%増）、経常利益は3,277百万円（前期比30.3%増）となりました。

ゴルフ運営事業部門

売上高

8,551百万円

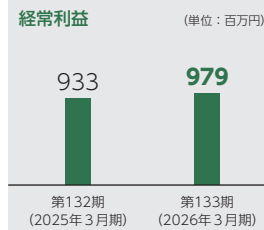
(前期比2.3%増)



経常利益

979百万円

(前期比5.0%増)



ゴルフ運営事業では、夏季シーズンの酷暑対策として導入したクーラー付きカートの効果に加えて、会員権販売の好調も寄与し、業績は堅調に推移しました。コース・クラブハウスの上質化、ホスピタリティの強化などプレー環境の改善に向けた施策を重点的に実施したことで、来場者数及び客単価は前年を上回りました。加えて、ゴルフ&ステイ商品の強化により、インバウンドの来場者数が増加しました。特に、“フェアウェイフロントヴィラ”を展開する「瀬戸内ゴルフリゾート」では、韓国を中心としたアジア諸国からの宿泊を伴うゴルフ利用が好調となりました。同時に、“フェアウェイフロントヴィラ”の更なる拡大に向けた開発準備を進め、「瀬戸内ゴルフリゾート」での第二期計画及び、「大熱海国際ゴルフクラブ」での新規計画を着実に進行しました。

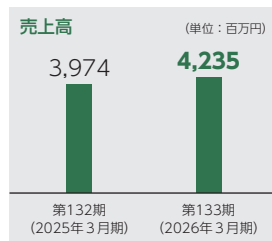
以上の結果、ゴルフ運営事業部門における売上高は8,551百万円（前期比2.3%増）、経常利益は979百万円（前期比5.0%増）となりました。

リソルの森事業部門

売上高

4,235百万円

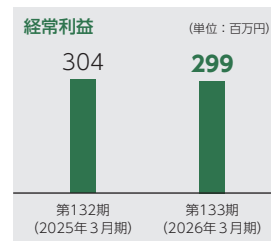
(前期比6.6%増)



経常利益

299百万円

(前期比1.5%減)



リソルの森事業では、グループのランドマーク施設である体験型リゾート「Sport & Do Resort リソルの森」の運営とエリア内不動産及び会員権販売事業を展開しました。

ゴルフ部門（真名カントリークラブ）では、コースメンテナンスの向上やクラブハウス内施設の更新などサービスの上質化に継続的に取り組んだ結果、客単価の上昇及び会員権販売が順調に推移しました。また、リゾート滞在とゴルフを組合わせた「ゴルフ&ステイプラン」においては、空港送迎サービスを実施したことで、インバウンド利用が大きく伸びました。

リゾート部門では、夏祭りやスカイランタンなどのイベントの他、スポーツや季節プログラムを目的とした宿泊需要が拡大し、エリア内の飲食や物販売上も大幅に増加しました。また、愛犬同伴型高級ヴィラエリア「Dear Wan Spa Garden」は、年間を通して高単価・高稼働を維持し、業績に寄与しました。

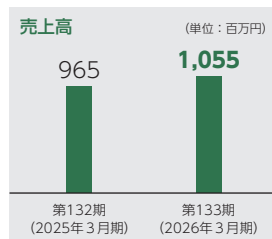
以上の結果、リソルの森事業部門における売上高は4,235百万円（前期比6.6%増）、経常利益は299百万円（前期比1.5%減）となりました。

ウェルビーイング事業部門

売上高

1,055百万円

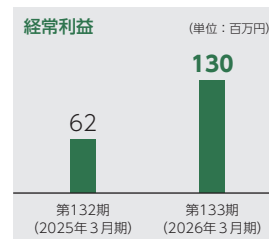
(前期比9.4%増)



経常利益

130百万円

(前期比110.1%増)



ウェルビーイング事業では、業界最大級のメニュー数及び競合他社と差別化したプラン「精算プラン」「カフェテリアプラン（プラスユアチョイス）」「従量制プラン」を強みに、新規顧客の獲得に注力しました。また、大手金融機関と連携した新規顧客開拓が順調に進み、新規契約が増加しました。同時に既存会員の利用促進のため、魅力的なサービスメニューの開発と利便性向上に努めました。また、ウェルビーイング領域における福利厚生ニーズの増加に伴う市場拡大を見据え、企業へ専属的に寄り添う「ハウスエージェント」、パートナー連携の為の「OEM戦略」を打ち出し、新たなビジネスモデルの構築に向けて取り組みました。

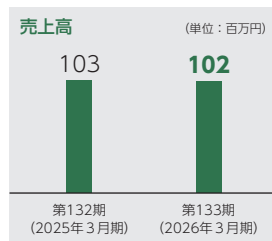
以上の結果、ウェルビーイング事業部門における売上高は1,055百万円（前期比9.4%増）、経常利益は130百万円（前期比110.1%増）となりました。

再生エネルギー事業部門

売上高

102百万円

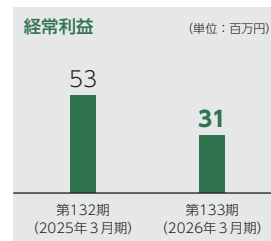
(前期比1.2%減)



経常利益

31百万円

(前期比40.2%減)



再生エネルギー事業では、売電事業及び自家消費型事業を中心に展開しました。売電事業については、リソルの森の施設内において1.5MWの太陽光発電設備を運営し、年間約150万kWhの売電を実施しました。また、自家消費型事業については、「有田リソルゴルフクラブ」において当社グループのゴルフ場では5ヶ所目となるソーラーカーポートの建設工事を実施し、2026年2月より稼働を開始しました。今後もこれまで培った知見をいかし、ゴルフ場を中心に自家消費型事業を展開し、「地球にやさしい」企業グループを実践します。

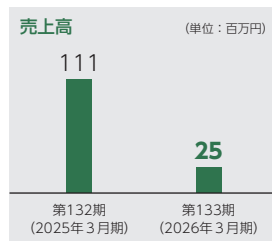
以上の結果、再生エネルギー事業部門における売上高は102百万円（前期比1.2%減）、経常利益は31百万円（前期比40.2%減）となりました。

投資再生事業部門

売上高

25百万円

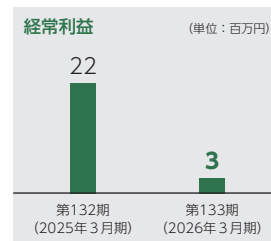
(前期比76.8%減)



経常利益

3百万円

(前期比85.9%減)



投資再生事業では、市場環境を見据えた資産の入替を進め、ペット同伴可能な宿泊施設1棟及びゴルフ場1施設を売却するなど、保有資産の効率化を推進しました。あわせて、新規運営施設の開拓・仕入れの検討を進めるとともに、ゴルフ場にヴィラを建設するリゾート型再生など、保有資産の価値向上と新規事業の構築に取り組みました。さらに、当社グループ初の海外ゴルフ事業進出として、タイ・バンコクの「ザ レガシー ゴルフクラブ」と業務提携し、日本人・アジア市場向け送客支援や運営改善支援を通じて、海外展開の足掛かりを築きました。

以上の結果、投資再生事業部門における売上高は25百万円（前期比76.8%減）、経常利益は3百万円（前期比85.9%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、ホテル及びゴルフ場等の運営事業用設備拡充等のため、2,028百万円の設備投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

当社は、設備投資を目的として2025年7月25日に取引銀行3行と総額30億円の特定期間貸付契約（コミット型シンジケートローン契約）を締結しております。

特定融資枠契約の総額	3,000百万円
当連結会計年度末借入実行額	1,200百万円
未実行差引残額	1,800百万円

(4) 対処すべき課題

今後の当社グループを取り巻く事業環境は、旺盛なインバウンド需要と安定的な国内旅行やゴルフの消費を背景に引き続き堅調に推移するものと見込まれます。一方で、需要動向は外部環境の変化により大きく変動する懸念もあります。このような環境のもと、当社グループでは引き続き、ホテル・ゴルフ場・リゾートなどの「施設運営」を軸に、「ウェルビーイング」、「ソリューションビジネス」の事業領域で独自のビジネスモデルを展開しながら、どんな環境でも選ばれる会社として、顧客サービス品質と提供価値の向上に努めます。

主力のホテル運営事業においては、“ツーリストホテル”として独自の強みをいかし高品質なサービスを提供し、他社との差別化を図ります。特に、専任の「サービスコーディネーター」を「リソルホテルズ」ブランドの各施設に配置し、お客様の旅に寄り添うコンシェルジュサービスを強化することで、顧客満足度の向上とリピーター創出に努めます。

安定的なゴルフ運営事業においては、夏場の利用者減少への対策として、クーラー付きカートの導入拡大や暖地型芝への転換などによるコースメンテナンス強化を推進し、オフピーク時の稼働率平準化と収益力強化の実現を目指します。また、将来的な国内プレーヤー人口の減少を見据え、インバウンド集客体制の整備を進めます。なかでも、“フェアウェイフロントヴィラ”では、高級ヴィラでの滞在を通じた体験価値で選ばれるゴルフリゾートとして進化を加速させます。

ホテル・ゴルフ場の運営施設拡大を図るため、財務の健全性を意識しながら、戦略的なM&Aによるゴルフ場の取得、計画的なホテルの出店、多様なニーズに対応した新たな宿泊施設の展開、海外ゴルフ場との提携拡大など、継続的な事業拡大を進めてまいります。また、事業規模の拡大に伴う人材

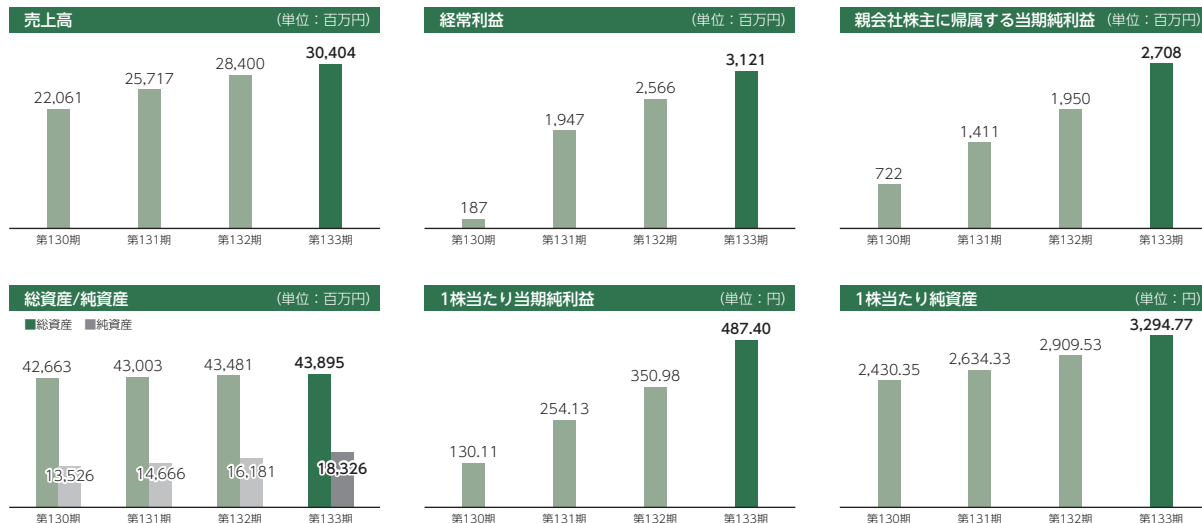
確保と育成も重要な課題と捉え、採用・人材開発体制の強化を進め人的資本投資の拡充に努めます。さらに、オペレーションの改善やDX・AI活用の推進により業務効率の改善を図るとともに、原材料・エネルギー等のコスト高騰への対応として、仕入れの統一化、ソーラーカーポートを活用した自家消費型太陽光発電等、コストの適正化への対応を一層強化します。

株主・投資家をはじめとするステークホルダーとのエンゲージメントを目的に、情報開示の充実に向けた取組みを推進してまいります。

株主還元に関しましては、DOE（自己資本配当率）3.5%以上を基準として設定することで、資本効率にも配慮した還元方針を採用しております。なお、株主優待制度については2026年3月31日を基準日とするものより、拡充しております。引き続き各事業において業績向上を図り、配当金額の向上及び継続・安定的な配当、優待施策の充実に努めます。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移



① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	期 別			
	第130期 [2022年度]	第131期 [2023年度]	第132期 [2024年度]	第133期 当連結会計年度 [2025年度]
売 上 高	百万円 22,061	百万円 25,717	百万円 28,400	百万円 30,404
経 常 利 益	百万円 187	百万円 1,947	百万円 2,566	百万円 3,121
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円 722	百万円 1,411	百万円 1,950	百万円 2,708
1株当たり当期純利益	円 130.11	円 254.13	円 350.98	円 487.40
総 資 産	百万円 42,663	百万円 43,003	百万円 43,481	百万円 43,895
純 資 産	百万円 13,526	百万円 14,666	百万円 16,181	百万円 18,326
1株当たり純資産	円 2,430.35	円 2,634.33	円 2,909.53	円 3,294.77

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	期 別	第130期	第131期	第132期	第133期
		[2022年度]	[2023年度]	[2024年度]	当事業年度 [2025年度]
売 上 高		百万円 4,464	百万円 4,996	百万円 5,462	百万円 5,841
経 常 利 益		百万円 18	百万円 54	百万円 262	百万円 113
当 期 純 利 益		百万円 520	百万円 87	百万円 155	百万円 602
1 株 当 た り 当 期 純 利 益		円 93.73	円 15.71	円 27.93	円 108.48
総 資 産		百万円 34,786	百万円 31,621	百万円 31,664	百万円 32,632
純 資 産		百万円 10,306	百万円 10,116	百万円 9,830	百万円 9,881
1 株 当 た り 純 資 産		円 1,855.25	円 1,821.00	円 1,769.29	円 1,778.26

(6) 重要な子会社の状況 (2026年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 率	主 要 な 事 業 内 容
リ ソ ル 株 式 会 社	百万円 100	% 99.9(※)	ホテル、ゴルフ場の運営及び管理
リ ソ ル の 森 株 式 会 社	100	100	ホテル、コテージ、ゴルフ場、 スポーツ施設等の運営及び管理

(注) 議決権比率欄の※印は、間接保有を含んでおります。

(7) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

事業区分	事業内容
ホテル運営事業	ホテルの経営 ホテル・宿泊施設の運営 リゾート施設の運営 コンサルティング業務 ホテル等の施設管理業務 保養所等の再生事業及び販売
ゴルフ運営事業	ゴルフ場の経営 ゴルフ場・ゴルフ場付帯施設の運営 コンサルティング業務 ゴルフ場の施設管理業務 リゾート施設会員権の販売
リソルの森事業	リゾート施設・ゴルフ場の運営事業 スポーツ・アウトドア施設の運営事業 リゾートマンション・別荘等の販売・管理事業 リゾート施設の新規企画開発や会員権販売事業
ウェルビーイング事業	福利厚生・健康支援サービス提供のためのICT開発 福利厚生代行サービス CRM (Customer Relationship Management) 事業 海外・国内旅行の販売
再生エネルギー事業	太陽光等自然エネルギーを活用した地産地消・売電事業 太陽光関連の設備・不動産における開発事業 太陽光設備等の販売・管理業務
投資再生事業	デューデリジェンス業務 投資再生事業不動産等の販売 投資再生子会社の売却

(8) 主要な営業所 (2026年3月31日現在)

当	社	本	社	東京都新宿区
リ	ソ	ル	株	式
株	式	会	社	千葉県茂原市
リ	ソ	ル	の	森
株	式	会	社	千葉県長生郡

(9) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数(名)	前期末比増減(名)
ホテル運営事業	218	63
ゴルフ運営事業	239	△6
リソルの森事業	119	6
ウェルビーイング事業	44	△4
再生エネルギー事業	2	△2
投資再生事業	2	—
全社(共通)	23	5
合計	647	62

- (注) 1. 従業員数は正社員の就業員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む)であります。
2. ホテル運営事業における従業員数の増加は、グループ会社の新卒採用及び有期社員からエリア正社員への登用の増加によるものであります。
3. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
28名	4名	38.8歳	9.2年

(注) 従業員数は正社員の就業員数(当社から社外への出向者及び社外から当社への出向者を除く)であります。

(10) 企業集団の主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社 三菱UFJ銀行	2,051百万円
株式会社 三井住友銀行	2,009百万円
農林中央金庫	1,543百万円
株式会社 千葉銀行	1,093百万円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- | | |
|------------|------------|
| ① 発行可能株式総数 | 8,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 5,564,200株 |
| ③ 株主数 | 15,356名 |
| ④ 大株主 | |

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	自 己 株 式 を 除 く 持 株 比 率
	株	%
三 井 不 動 産 株 式 会 社	1,725,100	31.04
コ ナ ミ グ ル ー プ 株 式 会 社	1,132,900	20.38
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (退職給付信託口・ミサワホーム口)	342,000	6.15
リ ソ ル グ ル ー プ 取 引 先 持 株 会	77,200	1.38
平 田 秀 明	14,109	0.25
UBS AG LONDON A/C I P B S E G R E G A T E D C L I E N T A C C O U N T	12,800	0.23
株 式 会 社 本 山 グ リ ー ン 管 理	12,100	0.21
B N P P A R I B A S N E W Y O R K B R A N C H - P R I M E B R O K E R A G E C L E A R A N C E A C C O U N T	10,800	0.19
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	10,056	0.18
株 式 会 社 テ イ ク ワ ン	10,000	0.17

(注) 持株比率は自己株式 (7,131株) を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、2021年6月29日開催の第128回定時株主総会にて、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議いたしました。2025年6月27日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として、自己株式の処分を行うことを決議し、2025年7月24日に普通株式1,026株を処分しています。

当社の取締役に割り当てた譲渡制限付株式の数は次頁のとおりです。なお、当該譲渡制限付株式は、対象取締役が任期満了その他の正当な事由によって退任した場合には制限を解除し、

法令違反行為その他の正当な事由以外の事由により退任した場合は、当社が割当株式を無償で取得します。

	株式数	交付対象者
取締役（社外取締役を除く）	1,026株	3名

(2) **新株予約権等の状況**

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況（2026年3月31日現在）
該当事項はございません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はございません。

(3) 会社役員状況

① 取締役及び監査役の状況（2026年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長	平 田 秀 明	取締役会議長
代 表 取 締 役 社 長	大 澤 勝	グループ経営全般担当 グループ経営連絡会議長 経営企画 担当 内部監査 管掌 リソルライフサポート株式会社代表取締役会長
取 締 役	小 嶋 康 司	総務 担当 経理 管掌
取 締 役	佐 野 直 人	ホテル・ゴルフ事業担当 リソル株式会社代表取締役社長
取 締 役	東 尾 公 彦	コナミグループ株式会社代表取締役社長 関東ITソフトウェア健康保険組合理事長
取 締 役	徳 田 誠	三井不動産株式会社取締役専務執行役員 株式会社帝国ホテル社外取締役 大浅間ゴルフ株式会社社外取締役
常 勤 監 査 役	岩 場 潔	
監 査 役	伊 藤 博 文	三井不動産株式会社関連事業部長 三井不動産ゴルフプロパティーズ株式会社代表取締役社長 三井不動産ローン保証株式会社代表取締役社長
監 査 役	水 谷 学	一般社団法人ソフトウェア協会名誉顧問 公認会計士水谷学事務所

- (注) 1. 取締役東尾公彦氏及び徳田 誠氏は、社外取締役であります。
2. 監査役伊藤博文氏及び水谷 学氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役岩場 潔氏、監査役伊藤博文氏、水谷 学氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役岩場 潔氏は、当社の経理、内部監査業務における長年の実務経験を有しております。
 - ・監査役伊藤博文氏は、三井不動産株式会社の関連事業部長、同社関係会社数社の代表取締役、取締役及び監査役としての経験があり、会社経営に関するノウハウを有しております。
 - ・監査役水谷 学氏は、公認会計士の資格を有しており、またピー・シー・イー株式会社の元代表取締役としての経験があり、会社経営に関するノウハウを有しております。

4. 取締役平田秀明氏、大澤 勝氏、小嶋康司氏、佐野直人氏は、執行役員を兼務しております。
5. 社外監査役水谷 学氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当事業年度中に退任した取締役は以下のとおりであります。

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位
海藤 明子	2025年6月27日	任期満了	社外取締役
星野 正	2026年3月31日	辞任	取締役常務執行役員 グループ広報・IR担当

② 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針

当社は、2021年3月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また2024年4月18日開催の取締役会において業績連動報酬等の決定に関する方針の変更を決議いたしました。なお、2016年6月29日開催の第123回定時株主総会においてご承認いただきました年額2億4,000万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与含まず）の報酬額から変更はございません。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は以下のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、①月例の固定報酬(固定の取締役報酬と変動する執行役員報酬の最低額(E評価の固定部分)と、②会社及び業績への貢献度に応じた変動報酬(執行役員報酬)から成る。

①固定報酬については、役位、職責に応じて他社水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定し、現金で支給するものとする。

②変動報酬については、各事業年度の個々の取締役の会社及び業績への貢献度をA～Eで評価し決定した金額の最低額(E評価の固定部分)との差額部分を現金で支給するものとする。変動報酬の評価の決定については、代表取締役が取締役会にて原案を提示し、取締役会にて決議するものとする。

b. 業績連動報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の業績連動報酬は決算賞与とする。決算賞与の総額のうち短期インセンティブとして各事業年度の連結税金等調整前当期純利益（以下、「連結税前利益」とする）の1%を総額とした個別配分額を毎年、一定の時期に現金にて支給する。長期インセンティブとして、2021年6月29日開催の第128回定時株主総会でご承認いただいた総額の範囲内で譲渡制限付株式報酬にて支給する。

c. 報酬等の割合の決定に関する方針

各報酬の種類別の報酬割合については、上場企業の水準を参考に、代表取締役が取締役会にて個人別の報酬等の内容の原案を提示し、取締役会にて決議するものとする。

d. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、代表取締役が取締役会にて原案を提示し、取締役会にて決議するものとする。その原案の内容は、各取締役の固定報酬の額及び変動報酬の評価、決算賞与の配分とする。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			人員 (名)
		基本 報酬	業績 連動報酬	非金銭 報酬	
取締役	167	139	23	5	6
監査役	24	24	—	—	2
(上記のうち) 社外役員	20	20	—	—	2

- (注) 1. 2016年6月29日開催の第123回定時株主総会の決議により、取締役の報酬限度額は年額2億4千万円以内(ただし、使用人分給与は含まないものとする)、監査役の報酬限度額は年額4千8百万円以内であります。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名、監査役の員数は3名です。なお、当事業年度においては、任期満了により退任した取締役1名及び辞任した取締役1名がいます。また、上記報酬枠内で、2021年6月29日開催の第128回定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く)に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の額として年額3千万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は3名です。
2. 業績連動報酬の内容は、決算賞与であり、2025年度に支払った報酬の合計額です。決算賞与は連結税前利益の1%を総額の基準とし、個人別の配分方法は代表取締役が業績・評価に応じた報酬原案を取締役会に提示し、取締役会にて承認を得るものとし、連結税前利益を指標として選択した理由は、当社の事業特性等を踏まえ、営業外損益や特別損益を含めた業績を報酬額に適正に反映させるにあたって客観的な指標であり、業績連動報酬の指標として適切と判断したためであります。なお、該当事業年度の連結税前利益は、2,311百万円でした。
3. 非金銭報酬として取締役に対して譲渡制限付株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容及び交付状況は、「当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。
4. 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度の取締役の個人別の報酬等の内容について、上述の「取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針」に基づき、取締役会にて決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社グループの役員及び執行役員等で、すべての被保険者について、その保険料を当社が全額負担しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役東尾公彦氏は、当社の特定関係事業者であるコナミグループ株式会社の代表取締役社長を兼務しております。なお、当社は、コナミグループ株式会社及び同社関係会社のコナミスポーツ株式会社とウェルビーイング事業において事業協力関係にあり、中長期的な企業価値向上に向け、協力体制を強化しております。また、同氏は関東ITソフトウェア健康保険組合の理事長を兼務しております。当社社員の一部は同保険組合に加入しております。
- ・取締役徳田 誠氏は、当社の特定関係事業者である三井不動産株式会社の取締役専務執行役員、株式会社帝国ホテル及び大浅間ゴルフ株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、当社は、三井不動産株式会社とホテルやゴルフ場等においてライフサポート倶楽部を通じた送客等の事業協力関係にあり、中長期的な企業価値向上に向け、協力体制にあります。
同氏の各兼職先と当社との間には、特別の利害関係はございません。
- ・監査役伊藤博文氏は、当社の特定関係事業者である三井不動産株式会社の関連事業部長、同社関係会社の三井不動産ゴルフプロパティーズ株式会社及び三井不動産ローン保証株式

会社の代表取締役社長を兼務しております。なお、当社と三井不動産株式会社との関係は前述のとおりであります。また、同氏のその他の各兼職先と当社との間には、特別の利害関係はございません。

- ・ 監査役水谷 学氏の各兼職先と当社との間には、特別の利害関係はございません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	東尾 公彦	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、会社の経営全般に関する深い知識や経験を活かし、当社取締役会において積極的に発言を行い、当社の経営の監視や取締役の職務執行に対する監督、助言等を行うなど、当社の社外取締役として適切な役割を果たしております。
取締役	徳田 誠	2025年6月27日就任以降、当事業年度開催の取締役会10回のうち9回に出席し、会社の経営全般に関する深い知識や経験を活かし、当社取締役会において積極的に発言を行い、当社の経営の監視や取締役の職務執行に対する監督、助言等を行うなど、当社の社外取締役として適切な役割を果たしております。
監査役	伊藤 博文	当事業年度開催の取締役会13回の全て、及び監査役会13回の全てに出席し、会社経営に関する知識や経験を活かし、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するため必要な発言を適宜行っております。
監査役	水谷 学	当事業年度開催の取締役会13回の全て、及び監査役会13回の全てに出席し、公認会計士としての専門的見地や会社経営に関する知識や経験を活かし、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するため必要な発言を適宜行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 赤坂有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	40百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約においては、会社法に基づく監査に対する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額とを区別しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り等の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の子会社につきましても、赤坂有限責任監査法人が会計監査を行っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合のほか、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき、解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は監査役会規則に則り、「会計監査人の解任又は不再任」を株主総会の付議議案とすることを決定いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

① 当社及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社グループの全役職員に対し、当社グループの行動規範である「リソルグループコンプライアンスポリシー」をリーフレットにして配布する等、その遵守を徹底させております。
- ロ. 当社グループ全体の法令遵守体制を統括・指導する部署としてコンプライアンス課を設置し、事業活動のあらゆる局面でコンプライアンスを最優先させるための取り組みを行っております。
- ハ. 法令違反等その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るため、内部通報窓口を設置しております。
- ニ. 代表取締役は内部監査担当を任命し、役職員の職務執行の適正性を確保するため、業務執行状況等について定期的な内部監査を実施し、業務の改善に向けた具体的な助言、勧告を行い、監査結果を定期的に取り締り会及び監査役会に報告しております。
また、内部監査担当は、必要に応じて常勤監査役及び会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施しております。
- ホ. 反社会的勢力及び反社会的勢力と関係のある取引先とは、一切取引の関係を持たず、不当な要求に対し、毅然とした態度で対応することを基本方針とし、役員及び使用人に周知徹底しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書取扱規程」に基づき、適切に保存及び管理を行います。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. リスクマネジメント基本規程に基づき会社の存続及び業務の健全な運営を行うため、取締役会は当社グループ全体のリスクの低減及び発生 of 未然防止に努めております。
- ロ. リスクマネジメント基本規程に基づき、リスクマネジメント委員会を設置し、当社グループ全体のリスク管理体制の構築及び推進を図っております。
- ハ. コンプライアンス、環境、災害、品質及び情報セキュリティ等に関するリスクについて

は、それぞれの担当部門又は子会社にてマニュアルの作成・配付、教育の実施等を行っております。

グループの横断的なリスク状況の監視及び全社的対応はコンプライアンス担当部門が行っております。

④ 当社及び子会社の取締役、業務を執行する社員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社グループにおける指揮命令系統、権限及び意思決定等の組織に関する基準を定め、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制としております。

また、当社は、執行役員制度を設け、経営監視機能と業務執行機能を分離し、主要な子会社は、当社グループの各事業統括責任者がその子会社の取締役にになり、当該事業に係る権限を委譲することで、迅速かつ的確な意思決定と業務執行が行える経営体制としております。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役、業務を執行する社員の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の取締役等は、当社の子会社が重要事項を当社に報告するための規程として「関係会社管理規程」を定めております。また、常勤の取締役及び監査役、主要な子会社の社長が出席する会議を定期的で開催し、重要事項の報告及び協議を行うものとしております。

ロ. その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社及び子会社から成る企業集団全体に適用されるコンプライアンス体制を構築しております。代表取締役及び取締役は、それぞれの職務分掌に従い、当社及び子会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導しております。

また、代表取締役は直轄組織である内部監査室へ「内部監査規程」に基づいた内部監査の実施を当社及び子会社に対して行うよう指示し、企業集団における業務全般にわたる内部統制システムの整備を行うよう指導しております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、内部監査室に属する使用人に監査業務の補助を要請することができるものとしております。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役より監査業務の補助の要請を受けた使用人は、その命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとしております。また、当該使用人の人事異動・懲戒処分は監査役会に承諾を得るものとしております。

⑧ 監査役への報告に関する体制

イ. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社に著しい損害または重大な事故等を招くおそれがある事実を発見したときは、当該事実を監査役に報告します。

当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役から職務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告します。

ロ. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

当社の監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況を速やかに報告する体制を整備しております。報告の方法については、取締役と監査役との協議によるものとしております。

コンプライアンス違反行為が発生又は発生する恐れがあると判断した場合は、社内通報の定めに従い常勤監査役へ通報することとしております。常勤監査役は、通報内容を調査、検証のうえ、適宜、その結果を取締役、社外監査役へ報告しております。

⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

社内通報の定めにに基づき通報したことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を規程に明記するとともに当社グループ役員へ周知徹底しております。

⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用等を請求したときは、当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、その費用を当社が負担しております。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査役と代表取締役との間で定期的に意見交換を行う体制としております。

ロ. 監査役は取締役会のほか、重要な会議へ出席し必要に応じて意見を述べることができ、稟議書等の重要書類の閲覧を通じて会社の経営全般の状況を常時把握できる体制としております。

ハ. 監査役は、会計監査人、子会社監査役、内部監査室等と連携し、情報交換を緊密に行

い、監査の効率化を図っております。

二、監査役は、独自に意見形成するために必要と判断するときは、自らの判断で外部法律事務所、公認会計士、外部アドバイザーを活用できることとしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の「業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 職務執行の適正及び効率的に行われることに対する取組みについて
毎月1回開催の定例取締役会において、経営上の重要事項に関する迅速な意思決定、取締役及び執行役員の業務執行の監督を行っております。また、常勤の取締役及び監査役と主要な子会社の社長が出席する定期的に開催される会議において、グループ内の重要事項の協議や報告を行っております。取締役会議事録等の取締役の職務執行に関する情報は、社内の規定に則って、適切に保管及び管理を行っております。
- ② 損失の危険の管理に関する取組みについて
リスク管理の基本規程やマニュアルに基づき、コンプライアンス担当部門はグループのリスクマネジメントの実施状況を確認し、必要に応じて適切に対応しております。
事業所においてはコンプライアンス教育やリスクマネジメント委員会を継続して実施しております。これらの実施状況や業務監査の結果、改善指導状況などを四半期ごとに取締役会へ報告しております。
- ③ 監査役の監査の実効性の確保に関する取組みについて
監査役会は常勤監査役1名と社外監査役2名で構成されており、毎月1回開催の監査役会において、監査方針、職務の分担に従い、監査に関する重要事項の報告及び協議を行っております。常勤監査役は、常勤取締役及び主要な子会社の社長が出席する会議への参加や子会社取締役との連携等を通じて情報収集に努めております。

4. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を経営の重要事項と認識し、将来の事業展開と内部留保による財務体質の充実等を勘案したうえ、安定かつ継続的に実施していくことを基本方針としております。この基本方針に従って、当期の期末配当につきましては、1株当たり110円とさせていただきますことに決定いたしました。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

資 産 の 部	百 万 円	負 債 の 部	百 万 円
流動資産	8,370	流動負債	10,040
現金及び預金	3,969	営業未払金	426
営業未収入金	2,083	短期借入金	1,700
商品	187	1年内返済予定の長期借入金	2,801
販売用不動産	1,158	リース債務	271
貯蔵品	62	未払法人税等	204
その他	910	賞与引当金	342
		役員賞与引当金	37
		その他の	4,256
固定資産	35,524	固定負債	15,529
有形固定資産	30,115	長期借入金	7,691
建物及び構築物	7,818	リース債務	955
機械装置及び運搬具	976	繰延税金負債	8
工具、器具及び備品	776	長期未払金	17
土地	19,248	長期預り金	544
リース資産	1,034	預り保証金	5,653
建設仮勘定	259	従業員特別補償引当金	35
無形固定資産	673	退職給付に係る負債	422
のれん	211	資産除去債務	201
借地権	143	負債合計	25,569
リース資産	66	純 資 産 の 部	
その他	251	株主資本	18,307
投資その他の資産	4,736	資本剰余金	3,948
投資有価証券	0	資本剰余金	2,270
繰延税金資産	846	利益剰余金	12,107
差入保証金	3,469	自己株式	△18
その他	420	その他の包括利益累計額	1
		退職給付に係る調整累計額	1
		非支配株主持分	16
資産合計	43,895	純資産合計	18,326
		負債・純資産合計	43,895

連結損益計算書

(自 2025年4月1日)
(至 2026年3月31日)

科 目	金 額
売上高	30,404
売上原価	8,810
売上総利益	21,593
販売費及び一般管理費	18,290
営業利益	3,303
受取利息	4
受取保険金	33
受取消却益	32
その他	59
営業外費用	130
支払利息	209
支払手数料	67
その他	34
経常利益	312
特別利益	3,121
固定資産売却益	32
従業員特別補償引当金戻入額	23
特別損失	55
固定資産除却損	8
固定資産売却損	3
子会社株式等売却損	30
その他	4
税金等調整前当期純利益	47
法人税、住民税及び事業税	3,130
法人税等調整額	219
当期純利益	199
当期純利益	2,712
非支配株主に帰属する当期純利益	3
親会社株主に帰属する当期純利益	2,708

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
	百万円		百万円
流動資産	16,649	流動負債	15,079
現金及び預金	3,796	短期借入金	1,700
営業未収入金	20	1年内返済予定の長期借入金	2,662
商前品金	1	リース債務	3
前渡金	9,571	未払金	39
前払費用	336	未払費用	481
関係会社短期貸付金	2,432	未払法人税等	17
未収入金	417	前受金	11
立替金	1	預り金	10,016
未収消費税等	72	賞与引当金	110
		役員賞与引当金	37
固定資産	15,982	固定負債	7,670
有形固定資産	398	長期借入金	7,084
建物	182	リース債務	6
構築物	90	長期預り金	73
機械及び装置	40	預り保証金	152
車輛運搬用具	2	従業員特別補償引当金	35
工具、器具及び備品	49	退職給付引当金	141
リース資産	9	長期未払金	9
建設仮勘定	23	資産除去債務	167
無形固定資産	41		
借地権	26		
ソフトウェア	1		
その他の	13		
投資その他の資産	15,541	負債合計	22,750
投資有価証券	0	純 資 産 の 部	
投資再生株式	55	株主資本	9,881
関係会社株式	4,031	資本金	3,948
繰延税金資産	389	資本剰余金	2,364
関係会社長期貸付金	7,330	資本準備金	1,759
長期前払費用	364	その他資本剰余金	604
差入保証金	3,086	利益剰余金	3,588
長期未収入金	276	その他利益剰余金	3,588
その他の	6	繰越利益剰余金	3,588
		自己株式	△18
資産合計	32,632	純資産合計	9,881
		負債・純資産合計	32,632

損益計算書

(自 2025年4月1日)
(至 2026年3月31日)

科 目	金 額	百万円
売上高		5,841
売上原価		4,265
売上総利益		1,575
販売費及び一般管理費		1,376
営業利益		199
営業外収益		
受取利息	160	
その他	12	173
営業外費用		
支払利息	177	
支払手数料	67	
その他	12	258
経常利益		113
特別利益		
従業員特別補償引当金戻入額		23
特別損失		
固定資産除却損	8	
固定資産売却損	0	9
税引前当期純利益		128
法人税、住民税及び事業税	△69	
法人税等調整額	△405	△474
当期純利益		602

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

リソルホールディングス株式会社
取締役会 御 中

赤坂有限責任監査法人

東京都千代田区

指定有限責任社員 公認会計士 池田 勉
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 清水谷 修
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、リソルホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リソルホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正

に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

リソルホールディングス株式会社
取締役会 御 中

赤坂有限責任監査法人

東京都千代田区

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池田 勉

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 清水谷 修

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、リソルホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第133期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。

当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第133期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について、定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 赤坂有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 赤坂有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月19日

リソルホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	岩	場	潔
社外監査役	伊	藤	博文
社外監査役	水	谷	学

(注) 本報告書は、作成後に会社法施行規則第225条第2項に定められる電子署名の方法により署名されたものであり、電磁的記録を原本としております。

以上

定時株主総会会場ご案内図

会場：新宿住友ビル 47階 新宿住友スカイルーム ROOM5
東京都新宿区西新宿二丁目6番1号



- 「都庁前駅」 A 6 出口直結（都営地下鉄大江戸線）
- 「西新宿駅」 2 番出口徒歩 4 分（東京メトロ丸ノ内線）
- 「新宿駅」 西口徒歩 8 分（JR線・小田急線・京王線）
- 「新宿駅」 7 番出口徒歩 8 分（都営地下鉄新宿線）

お知らせ

誠に申し訳ございませんが、会場には駐車場がございませんので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

●政府等の発表内容等により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.resol.jp>）等にてお知らせいたします。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

